

平成13年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

監査のテーマ：下水道事業の管理

第4. 監査の結果

1. 下水道建設工事契約等について

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>（1）入札参加資格要件について</p> <p>①入札参加資格要件について検討すべきもの（報告書P14）</p> <p>入札参加資格要件には、工事内容だけでなく、工事の規模や施工量等を定める必要がある。地域振興策による市内業者の育成を目的としても「行き過ぎた地域要件の設定及び過度の分割発注について」（平成11年12月27日公経74号建設省経入企発27号）による指導もあり、入札参加資格要件を検討する必要がある。</p>	<p>市内業者育成の観点から実施している技術修得型共同企業体での発注については、当該案件について技術的に何を修得するのか、技術修得型共同企業体での発注が適当かについて契約担当課と工事担当課が事前に協議することとし、工事竣工後においては、市内業者から技術の修得状況を報告させることとした。</p>
<p>②千葉市における業者の格付認定基準について検討すべきもの（報告書P14）</p> <p>「土木工事でAランク」に認定される者は、土木工事の技術職員や土木工事の施工実績を重視してランク評価されることが必要であり、千葉市においては何点以上を「土木Aランク業者」とするか格付認定基準の検討が必要である。また、千葉市の業者格付は2年に1回実施することとなっているが、建設業各社の状況の変化が大きい昨今においては、最近の経営事項審査結果通知書を検討することが必要である。</p>	<p>格付は、工事発注件数や登録業者数等を総合的に判断し、県等が行っている経営事項審査結果の総合評点を基礎に決定しているが、平成15年度から大規模工事発注の際に市が定める入札参加資格要件として、最新の経営事項審査における総合評点の提出を求めることとした。</p>
<p>（2）施工実態の検査について</p> <p>①下請関係調査書類を保存すべきもの（報告書P15）</p> <p>下請業者選定通知書等の書面を工事竣工後1年で廃棄処理することについては再検討されたい。</p>	<p>下請業者選定通知書等の書面の保存年限は、工事竣工後3年間とした。</p>
<p>②施工実態の検査を強化すべきもの（報告書P15）</p> <p>入札時の資格審査では、千葉市に関連した工事の施工実績を取り、建設業者の下請となって施工している工事の内容を調査することによって、事後的ではあるが発注工事の施工実態を把握することも可能となる。</p> <p>契約後も、一括下請等がないか施工の実態検査を強化する必要がある。</p>	<p>平成13年度から、「工事現場における施工体制の把握に関する点検要領」を策定し、契約後や工事中において、施工体制台帳に基づく技術者の配置などの点検を強化した。</p>

2. 設計変更について検討すべきもの

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>（１）設計段階での地下埋設事前調査の徹底が必要なもの（南生実１２－２工区）（報告書P17）</p> <p>埋設管があることが判明しているにもかかわらず、２カ所の試掘のみしか行っておらず、埋設管を避けるために開削工法から推進工法に設計変更した。</p> <p>このように設計変更により工法が変更するような場合は、請負価格や請負業者といった落札結果が異なっていた可能性は否定できないので、相応の事前調査を実施されたい。</p>	<p>平成14年度10月以降の発注分から、地下埋設物が輻輳し、かつ屈折しているような特殊な箇所では、実施設計と並行して試掘等調査を綿密に実施するよう改めた。</p>
<p>（２）施工準備を慎重にすべきもの（蘇我雨水１２－１工区）（報告書P17）</p> <p>工事発注後仮設プラント用地の地権者が変わったことにより、新しい地権者から借地ができなかった。</p> <p>工事の発注に当たっては、施工上重要な用地の確保には、事前に十分な対応が必要である。</p>	<p>用地確保に当たり、相手方と十分な協議をし、内諾を得た後も連絡を密にするよう職員に周知徹底を図った。</p>
<p>（３）事前調査を充実すべきもの（犢橋１２－３工区）（報告書P18）</p> <p>工事区域内に店舗を所有する、市外在住で自治会未加入の経営者から営業補償を求められたことに伴い、管渠ルートの変回、夜間工事への設計変更があった。</p> <p>地元の説明会を自治会単位で開催する場合、店舗や事業所等は事前に十分調査し、対策を講じてからの工事発注が必要である。</p>	<p>工事発注に伴う地元説明会の開催に当たっては、工事区域内の店舗所有者等に対し、事前に十分な調査を行うよう職員に周知徹底を図った。</p>
<p>（４）道路管理者等との綿密な連携を行うべきもの（長作１２－２工区）（報告書P18）</p> <p>面整備を発注した一部の地域において、道路拡幅が具体化し住居が移転することから下水道整備が不要となった。このため当該路線を削減した設計変更があった。</p> <p>道路管理者等と綿密な連携を取りながら工事を施工することが必要である。</p>	<p>事業実施に当たり、道路管理部門及び道路計画部門と、より一層綿密な連携を図り事業を進めるよう職員に周知徹底を図った。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>（５）現地調査に基づく当初設計を十分に行うべきもの（寒川雨水ポンプ場）（報告書P18）</p> <p>放流口を築造するに当たり、河川部締切は、上部に引込線橋梁があるにもかかわらず、一般的な工法を予定したが、施工上無理があることにより設計変更があった。</p> <p>これは重要な障害物としての上部橋梁の設計積算への反映が不十分であったため生じた予期し得たものであり、現地調査に基づいた当初設計を十分に行うことが必要である。</p>	<p>当該工事のような難度の高い工事においては、現場立会等の現状把握を十分に行い、委託先となる日本下水道事業団との事前協議を充実させることとした。</p>

3. 長期未回収の下水道使用料の未収金について

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>（１）未収金の回収に努力すべきもの（報告書P19）</p> <p>未収金の回収に一定の努力を行っているが、特定の者が継続して滞納し、絶えず不納欠損処理されていることは妥当ではなく、法的手続等により徴収における不公平を解消されたい。</p>	<p>平成14年度から、夜間、休日等戸別徴収日数を、月10日から12日とする回収体制にするとともに、高額かつ徴収困難者への対応策として、下水道使用料収納率向上検討会を設置し、未収金の回収対策を強化した。</p> <p>また、法的手続の検討を行い、交付要求による強制執行を実施したことにより、滞納額の縮減を図った。</p>
<p>（２）回収手続について分析検討を要するもの（報告書P20）</p> <p>下水道事業が拡大しているにもかかわらず、「夜間・日曜」の使用料集金件数及び集金金額が減少している。</p> <p>原因を分析し、回収手続及び回収体制の見直しの検討が必要である。</p>	<p>平成13年度から、滞納者と接触できる可能性の高い夜間、休日の戸別徴収回数を、月8日から10日にすることにより回収体制の強化を図った。</p>

4. 収入の向上等に努めるべきもの

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>（１）無届工事について適切に指導すべきもの（報告書P21）</p> <p>平成12年度に4社で5件の無届工事があったが、いずれも措置後速やかに手続がなされたため口頭注意の指導にとどめられている。</p> <p>排水規制や下水道行政上も工事施工業者にはそうしたことがないように厳しく対応することが必要であり、また収入調定の向上のために、工事施工業者の違法・無届等について適切な指導が必要である。</p>	<p>供用開始区域を区単位に分け、月1回のパトロールを実施するとともに、千葉市下水道指定排水設備工事業者に対し基本的なモラルや排水設備基準について講習会を実施し、違法・無届工事等に対する指導の徹底を図った。</p>
<p>（２）未接続世帯の解消に努めるべきもの（報告書P21）</p> <p>接続率は94パーセントとなっている。しかしながら、下水道法の趣旨である地域の保健衛生等に鑑みて、今後とも未接続の解消に努められたい。</p>	<p>嘱託職員による戸別訪問指導の強化（月1回土曜日の戸別訪問）及び新たな下水道供用開始区域での相談所開設やPR用看板等の掲示による指導を行った。</p>

5. 繰出基準について検討すべきもの

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>（１）一般会計からの補助金（税負担）につき負担割合を明確にすべきもの（報告書P23）</p> <p>適切な原価計算が必要であり、金利や減価償却なども含めて、汚水・雨水の負担区分の基準の見直しをもって一般会計としての税金の負担の根拠を明らかにし、適切な料金設定の資料とされたい。</p>	<p>下水道使用料については、平成19年度に国の基準等を踏まえて支払利息や減価償却費の汚水・雨水の負担区分を見直すとともに、受益者負担の適正化の観点から、平成16年度及び平成19年度に下水道使用料を改定し、資本費算入率を95%に引き上げた。</p>

6. 不明水の繰出金の算定を適切に行うべきもの（報告書 P26）

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>一般会計から下水道事業会計へ繰出した「不明水の処理に要する経費」について、平成12年度において中央処理区の平成8年度の基準外不明水率を誤った率で計算したことにより繰出金額が過剰であった。なお、収支調整により繰出金総額の増額とはなっていない。</p> <p>不明水に係る繰出金について適切に算定されたい。</p>	<p>平成13年度料金改定時に適正な基準外不明水率に改め、それに基づく繰入を行った。</p>

7. 南部処理区の不明水の原因を調査し減少させるべきもの（報告書 P26）

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>有収水量以外の不明水はいくら処理しても、収益には貢献せず処理コストのみが発生するので採算性を阻害する。有収率を上昇させていくには接続率の向上を図るとともに、既にある不明水の原因を改善して処理場へ不明水流入水量を減少させる必要がある。</p> <p>不明水の調査は継続的に実施されているが、不明水の減少にさらに努められたい。</p>	<p>南部処理区の不明水については、その原因を調査したところ、内陸部に点在する大規模団地において管きよの老朽化等により雨天時の侵入水が大量に見られた。</p> <p>このうち、優先度の高い都賀の台及び東千葉両地区の不明水対策を実施することとし、都賀の台地区については平成15年度から21年度にかけて、東千葉地区については平成17年度に止水工事を実施した。</p> <p>その結果、総処理水量に対する不明水の割合は平成12年度から14年度の平均で21.2%を占めていたが、平成19年度から21年度の平均では18.3%まで減少した。</p> <p>なお、今後とも他地区において計画的に止水工事を実施する予定である。</p>

8. 流入異常について水質基準の維持を図るべきもの（報告書 P27）

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>水質の異常値検出への対応及びその結果が電話連絡のみで行われ、書面が残されていない。</p> <p>異常時における対応結果は、報告書を作成し、顛末が分かるようにすることが必要である。</p>	<p>平成13年度から「異常水質流入処理簿」を作成し、対応状況の顛末が分かるように改めた。</p>

9. 固定資産の管理について

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>（1）決算附属明細書の建設仮勘定の増加・減少額の表示を適正にすべきもの（報告書P28）</p> <p>有形固定資産明細書の建設仮勘定の当年度増加額及び減少額の欄に、計上不足がある。これは、当年度の投入額の全てを建設仮勘定に集計していない結果生じたものである。建設仮勘定の帳簿自体は適正に作成されており、明細書の作成段階における表示の誤りと考えられる。</p> <p>有形固定資産明細書の建設仮勘定は、建設仮勘定に該当する件名の全ての増加額・減少額を表示するようにして、建設仮勘定の開示を適正に行われたい。</p>	<p>平成13年度決算から、有形固定資産明細書の建設仮勘定は該当する件名の全ての増加額・減少額を表示することとした。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p data-bbox="172 248 812 327">（２）廃止施設の固定資産を減額処理すべきもの（報告書P28）</p> <p data-bbox="172 338 812 461">各廃止施設については、売却価値または転用の価値がないものと考えられるため、帳簿価値をゼロまで減額する必要がある。</p>	<p data-bbox="834 338 1453 551">廃止施設（9か所）については、他への転用を含めた有効利用について検討し、工事監督員詰所として活用している坂月浄化センターの一部を除き、平成16年度から順次除却し、平成19年度末をもって全て完了した。</p>

監査のテーマ：公の施設と財政援助団体等（千葉マリスタジアム）の管理運営

第4. 監査の結果

1. 千葉市と（株）千葉マリスタジアム間の委託・受託関係について

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 委託料の計算基礎を再検討すべきもの（報告書P8）</p> <p>① 千葉市の委託料の積算根拠は前年度を每期踏襲し、全体的にマイナスシーリングを行うものの、最近7年間は細目の単価について見直しを行っていない。</p> <p>千葉市は、委託契約の目的となる業務について、外部委託取引の実勢価格、妥当な内部人件費を調査し、合理的な委託料を積算されたい。</p> <p>② 委託料の管理人件費に対する考え方が両者で大きく相違している。</p> <p>委託料の見積合わせにおいて、人件費のどこまでを委託料原価として積算するのか、どこまでを（株）千葉マリスタジアムの球場収入原価や一般管理費とするのか、（株）千葉マリスタジアムは、原価計算や按分割合等の細部を詰めて積算した金額を検討されたい。</p>	<p>① 千葉市は、平成14年度の委託設計書の単価根拠を、積算資料（（財）経済調査会版）と（社）全国ビルメンテナンス協会清掃マニュアル及び市人件費を基に設定し、委託契約書の見直しを図った。</p> <p>② （株）千葉マリスタジアムは、受託に係る人件費と収益獲得に係る人件費の原価を算出し、平成14年度予算において経費の按分を実施した。</p>
<p>(2) 外注委託契約について業者選定を適正にすべきもの（報告書P10）</p> <p>（株）千葉マリスタジアムの建物清掃委託は、随意契約理由書を付して「C協同組合」に継続的に発注され固定化している。</p> <p>① 千葉市は（株）千葉マリスタジアムに対し、千葉市同様の社会的責任を求め、合理的理由のない長期継続的取引が妥当であるかどうかについて、慎重に検討されたい。</p> <p>② （株）千葉マリスタジアムは、外注委託先の選定手続を適正に行われたい。</p>	<p>① 千葉市は、中小企業育成の観点から、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」の趣旨に則り、業者選定するよう指導した。</p> <p>② （株）千葉マリスタジアムは、業者選定に当たり、内部組織である「業者選定審査会」の規程に基づき実施した。</p>

<p>(3) 委託作業報告を事実に基づき行うべきもの (報告書P12)</p> <p>千葉市からの設計書、(株)千葉マリスタジアムの「C協同組合」との見積書及び千葉市への報告書を照合したところ、清掃回数やその内容等について不一致があった。</p> <p>① (株)千葉マリスタジアムは、報告書を事実に基づいて誠実に作成しなければならない。</p> <p>② (株)千葉マリスタジアムは、現場を熟知する者として清掃の現況を千葉市に伝え指示を受けるべきである。</p> <p>③ 千葉市は、報告書の検査・管理の体制を改めて確立されたい。</p>	<p>① (株)千葉マリスタジアムは、平成14年度から報告内容の充実を図り、適宜報告を行うこととした。</p> <p>② (株)千葉マリスタジアムは、委託業務の内容について変更が生じた場合は、千葉市の承諾を得て変更することとした。</p> <p>③ 千葉市は、平成14年度から委託報告書を改善し、検査・管理体制の整備を図った。</p>
<p>(4) 再委託作業の管理を適切に行うべきもの (報告書P13)</p> <p>作業日報について、臨時的な清掃は空欄の日も多く、予定計画表と作業日報の照合ができないので改善されたい。また、人工(人数×時間の積数)の記載がないため当初積算価格が妥当であったのか等、結果の判定はできない。</p> <p>(株)千葉マリスタジアムは、再委託作業の管理について検討されたい。</p>	<p>(株)千葉マリスタジアムは、予定計画書と作業日報の照合が行えるよう、作業日報等に人工を記載するなど、業務記録の記載を徹底した。</p>
<p>(5) 委託管理報告書を作成すべきもの (報告書P14)</p> <p>業務実施報告書等については、毎月の報告と検査を行っているため、年間の報告書は省かれ作成されていなかった。</p> <p>(株)千葉マリスタジアムは、契約書及び仕様書で定めた年度契約を総括する業務実施報告書を作成し、千葉市へ提出されたい。</p>	<p>(株)千葉マリスタジアムは、平成13年度から施設管理業務年間報告書を作成し、千葉市へ報告することとした。</p>

2. 千葉マリスタジアムの一般市民の利用について

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>（1）使用料の徴収について改めるべきもの（報告書P14）</p> <p>設置管理条例によれば、使用料の徴収は前納となっているが、実際は施設使用後に徴収している。これは事前徴収すれば雨天中止の場合などにおいて返還手続が使用者負担となることからの運用である。</p> <p>現実に貸倒れてはいないが、設置管理条例の規定が順守されていないのは事実であり、徴収の遅延もあることから、条例の規定を見直すか、運用手続を改められたい。</p>	<p>（株）千葉マリスタジアムは、一般市民の利用手続について、抽選の際に「予約受付票」により受付し、利用日までに「使用許可申請書」を提出することとし、施設使用前に使用料を徴収することとした。</p>

3. （株）千葉マリスタジアムの事務管理等について

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>（1）販売売上金の管理手続を適切に行うべきもの（報告書P14）</p> <p>テナントと直営店の売上は、夜間金庫の入金金額としているため、釣銭ミス等による現金か不足が帳簿上反映されていない。また、現金管理、売上管理用の書類の様式も不備である。</p> <p>売上高はレジロール等の証憑に基づいた金額で計上すべきである。そして現金を実査し、差額発生時には現金過不足として処理した上で、必ず書面で原因調査し、最終的に原因不明な場合は責任者の承認の下、雑損益として処理すべきである。</p>	<p>（株）千葉マリスタジアムは、レジロール等の証憑に基づき売上計上を行うとともに、現金過不足についてのみの管理表を新たに作成し、日々確認することとした。</p>
<p>（2）商品管理について棚卸手続等を適切に行うべきもの（報告書P15）</p> <p>現在商品棚卸は年間で1度行われているが、日次の在庫管理の状況が改善するまで棚卸頻度を増やすとともに、日常業務を見直し、在庫の保管位置の整理改善やバーコードレジ入力アイテム別の徹底等により既存のバーコードレジシステムを有効に活用されたい。また、日常管理業務の改善により決算数値の信頼水準を確保されたい。</p>	<p>（株）千葉マリスタジアムは、棚卸マニュアル及び管理資料を作成し、バーコードレジシステムの有効利用を図ることとした。</p> <p>また、従事者教育を行うとともに、棚卸回数を増やし、棚卸時に経理部門がチェックする体制にした。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>（３）資産の譲渡について適正に経理を行うべきもの（報告書P16）</p> <p>（株）千葉マリスタジアムは、平成13年1月に千葉市に対しサブスコアボードの寄付申込を行い、千葉市は2月に受理したが、（株）千葉マリスタジアムの平成12年度決算書では「建物及び付属設備」として記載されたままで、従来の原価償却額を計上している。千葉市は、この資産を受け入れたときに物品（備品）台帳への記載がなされていない。たとえ、平成13年度に改修と除却が想定されていたとしても、平成12年度において適切な手続がなされるべきである。</p> <p>千葉市と（株）千葉マリスタジアムの資産の区分を明瞭にするとともに、千葉市は適切な資産の異動に伴う手続を行い、（株）千葉マリスタジアムは適切な会計処理を行われたい。</p>	<p>平成13年度中に、千葉市は廃棄についての処理を行い、（株）千葉マリスタジアムは除却処理を行った。</p>
<p>（４）従業員退職給与引当金について計上基準を検討すべきもの（報告書P16）</p> <p>（株）千葉マリスタジアムは、従業員の退職給与引当金を法人税法の限度額（期末要支給額の30%）まで計上している。</p> <p>法人税法における退職給与引当金の計上は段階的に引き下げられており、税法限度額までの引当金計上基準では、妥当な基準とはみなされない。退職給与引当金計上基準について検討されたい。</p>	<p>退職給与引当金については、期末要支給額を引当することとし、平成20年度までに要支給額の水準に達するよう順次積立を行うとする計画書を作成し、同計画にのっとり、平成14年度においては、引当金の増額を行った。</p> <p>平成21年度以降は、当期末要支給額を引当していくこととした。</p>
<p>（５）役員退職引当金について計上基準を明確にすべきもの（報告書P17）</p> <p>平成13年度に翌年度の社長以下常勤取締役4名全員が退職する予定であったので、（株）千葉マリスタジアムは平成12年度末に規程に基づき役員退職引当金を計上したが、役員退職金は、退職時に全額計上とするよりも、勤務期間に渡って負担すべきものである。</p> <p>引当金の計上には客観性・規則性が必要であるので、合理的な計上基準に基づく決算処理を検討されたい。</p>	<p>（株）千葉マリスタジアムは、平成13年度以降の役員退職引当金は、勤務期間に基づく役員退職金の計算基準により算定した金額を毎年度計上するよう改善した。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p data-bbox="172 253 807 327">（６）千葉市の備品の管理について改善すべきもの（報告書P17）</p> <p data-bbox="161 342 807 510">公園管理課の備品台帳は使用場所のみの抽出が電算システム上できないので、（株）千葉マリスタジアムに管理委託している備品のみ明細が作成できない。</p> <p data-bbox="161 521 807 645">現品調査を試みたところ、台帳と不一致のもの、同種物品の各所への分散により調査が困難なものが存在した。</p> <p data-bbox="180 701 807 958">① 管理受託者である（株）千葉マリスタジアムは、適時・定期的に現況を調査し、その結果を公園管理課に報告されたい。 ② 千葉市は、使用場所ごとに備品台帳が出力できるように、管理に即した電算システムの改善を検討されたい。</p>	<p data-bbox="863 342 1457 555">① （株）千葉マリスタジアムは、千葉市の備品台帳を基に平成14年度の備品管理状況を報告した。 ② 千葉市は、使用場所ごとに備品台帳が作成されるよう改善した。</p>
<p data-bbox="172 976 807 1050">（７）取締役会の開催を適時に行うべきもの（報告書P17）</p> <p data-bbox="161 1066 807 1189">第64回と第65回取締役会は4ヶ月空いている。商法及び取締役会規則において3ヶ月に1回以上開催することとなっている。</p> <p data-bbox="161 1200 807 1274">四半期ごとの業務報告その他を含め、取締役会を適時に開催されたい。</p>	<p data-bbox="836 1066 1457 1144">（株）千葉マリスタジアムは、取締役会規則に基づき、3か月に1回適時開催することとした。</p>

監査のテーマ：公の施設と財政援助団体等（千葉市美術館）の管理運営

第4. 監査の結果

1. 規定を整備すべきもの（報告書P7）

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>美術品の館外貸出しについて、条例・規則の定めはなく、千葉市教育委員会の事務専決規程で「館長の専決による」とされているだけで、事務取扱い一切が定められていない。また、寄贈・寄託についても同様であり、受入その他手続が明確でない。</p> <p>貸出・寄贈・寄託について規定を整備し、それに基づいた運用管理を行われたい。</p>	<p>千葉市美術館管理規則を改正し、美術品等の特別利用の許可申請、美術品の館外貸出、寄贈及び寄託に関する規定を整備した。</p>

2. 美術品の取得及び管理について

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>（1）重要財産である美術品の管理簿が現物と不一致であり修正すべきもの（報告書P7）</p> <p>美術品の管理簿を元にサンプル抽出し現物との照合を行ったところ、重複して記載されたものがあった。重複物件は物品管理システム化された年度の登録であり、システム登録のチェックが不十分であったと推定されるが、誤った数量が公表されている。</p> <p>重要財産である美術品の管理簿が現物と不一致であり、調査して修正されたい。</p>	<p>「備品明細一覧表」の重複登録を確認し、修正を完了した。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>（２）（財）千葉市教育振興財団の管理簿の早期完成及び「備品明細一覧表」との照合が必要なもの（報告書P7）</p> <p>（財）千葉市教育振興財団が独自にシステム化した美術品管理台帳の内容を検討した結果入力漏れ等が検出された。</p> <p>① 物品管理上必須の入力項目については、早急に入力を実施されたい。</p> <p>② 千葉市の保有している「備品明細一覧表」との照合が必要である。</p> <p>③ 千葉市の「備品明細一覧表」では、セットものは1点として登録されるが、財団ではセットの構成内容それぞれをシステムに登録している。その結果、美術品点数の照合ができないので、美術品管理システムの登録方法について調整を図られたい。</p>	<p>① 受入種別、購入額、受入先名等の入力漏れについては、平成13年度から入力作業を行い、入力を完了した。</p> <p>② 市管理簿の備品登録番号と財団管理簿の作品番号との調査照合を完了した。 なお、記載（入力）についても完了した。</p> <p>③ 美術品点数の教え方については、何件何点とし、処理を完了した。</p>
<p>（３）美術品の現品確認（棚卸）をすべきもの（報告書P9）</p> <p>現在美術品の現品確認（棚卸）は行われていない。従って美術品が紛失していても次回の展示まで手続的に発見される機会はない。</p> <p>美術品の番号管理、収蔵庫のロケーション登録を行い、棚卸を実施することが必要である。</p>	<p>現品確認をするために財団管理簿へのロケーション番号の登録を完了した。</p>
<p>（４）館外にある美術館所管美術品について預け証の授受が必要であるもの（報告書P9）</p> <p>美術館所管の美術品のうち、現在3点の美術品が千葉市の他の施設にあるが、なんら手続がなされていない。</p> <p>現物が美術館内にないものについては、預け証の授受等によって管理責任を明確にする必要がある。</p>	<p>「千葉市物品会計規則」第32条（様式第10号）に基づき、預け証を取り交わした。</p>
<p>（５）寄託品の管理台帳を作成すべきもの（報告書P9）</p> <p>寄託品について条例・規則の定めはないが、内部手続によって所定の書式が作成されている。</p> <p>点数も増加傾向にあるので、所有美術品に準じた管理台帳の作成が必要である。</p>	<p>財団管理簿への寄託品の登録を完了した。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>（６）購入以来未展示であるので計画的に公開すべきもの（報告書P9）</p> <p>平成8年度以前取得の美術品について未展示品がある。計画的に市民に順次公開されたい。</p>	<p>未公開作品については、所蔵作品展Ⅰ・Ⅲ・Ⅴの3回に分けて公開した。</p>
<p>（８）購入手続について改善すべきもの（報告書P10）</p> <p>美術品購入手続のうち「美術品収集等庁内検討会」は、中央コミュニティセンターで開かれている。保険を付しているとはいえ美術品の損傷リスクには代えられないので、美術館内で行われたい。</p>	<p>「美術品収集等庁内検討会」は、美術館内で実施することとした。</p>
<p>（９）美術品等取得基金からの買戻について適切にすべきもの（報告P10）</p> <p>買戻後の基金内容を現金5億円、現物の美術品5億円と金額を無理に合わせるために、1枚の絵が基金において1点、物品財産として1点と計上されている。</p> <p>1つの美術品を予算の範囲内で分割購入するような買戻形態は、物品管理として適切ではない。また、「財産に関する調書」において、こうした物品を1点として数えることは適当ではない。買戻方法について検討されたい。</p>	<p>美術品の買戻は、分割購入としない方法で買戻しをすることとした。</p>

3. 美術館における事務管理等について

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>（１）現金管理について適切にすべきもの（報告書P11）</p> <p>両替用現金は、入出金があるにもかかわらず、金種表を作成の上承認を受ける等の日常の管理が行われていない。</p> <p>現金管理において、少なくとも月末には金種表を作成の上、承認を受ける等の手続が必要である。</p>	<p>平成13年度から、現金の適正な管理を図るための事務取扱要領を定め、同要領に基づき、釣銭管理簿（金種表）を作成し、課長の決裁により承認手続きを受けることとした。</p>
<p>（２）入場券の管理について適切にすべきもの（報告書P11）</p> <p>①美術館受付販売 ②前売チケット ③無料チケット</p> <p>残チケットは、実際の販売枚数の根拠となるため、内部監査終了までは廃棄手続は行わず、現物の状況を検証できるようにする必要があり、あるいは廃棄するならば決裁書に廃棄枚数等記載の上、承認を受けることで責任の所在を明確にされたい。</p> <p>また、無料チケットはかなりのものが廃棄処分となっている。無料チケットの作成と使用（頒布）方針を検討されたい。</p>	<p>平成13年度から事務取扱要領を定め、同要領に基づき、課長の決裁により承認手続きを受けることとした。</p> <p>また、無料チケットは、発行基準を定め、同基準に基づき実施することとした。</p>
<p>（３）固定資産（備品）の管理について改善すべきもの（報告書P11）</p> <p>千葉市の「備品明細一覧表」を基に、固定資産（備品）の現品調査を実施したが、備品票なしのもの、番号違いのもの、現物が探せないもの、照合ができないものなどがあった。</p> <p>固定資産（備品）については、定期的、あるいは循環的に現品調査を行い、帳簿上の資産と実物の照合を行い、当該資産の実在性を確認するとともに、簿外資産の有無を確認することが必要である。</p> <p>固定資産（備品）の管理体制について改善が必要である。</p>	<p>「千葉市物品会計規則」に基づき、現品確認調査を完了した。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p data-bbox="172 253 807 331">（４）図録（貯蔵品）の管理について適切にすべきもの（報告書P12）</p> <p data-bbox="161 342 807 465">受託事業に係る図録は、決算に際して図録管理状況（表）を作成し、ノートに受払記録をするのみである。</p> <p data-bbox="161 477 807 645">保管場所を定め、受払台帳を作成し、資料保存用、贈呈用、販売用等を明確にし、受払管理責任者を定めるとともに、定期的（最低年1回）に棚卸を実施されたい。</p>	<p data-bbox="834 342 1453 465">物品管理者である副館長を受払責任者に定め、受払台帳を作成するとともに、棚卸は定期的に年1回実施することとした。</p>
<p data-bbox="172 663 807 741">（５）事業費（請求書）の管理について適切にすべきもの（報告書P12）</p> <p data-bbox="161 752 807 1010">事業費の支払いに際して承認手続等は適正に行われているが、請求書の日付がブランクのものが見られた。ブランクの日付部分に（財）千葉市教育振興財団にて日付を記入しているものもあれば、請求書上に4月の日付があるものを3月31日の日付に訂正しているものも見受けられた。</p> <p data-bbox="161 1021 807 1133">請求書の日付は請求日付を意味するものであり、費用計上年度と一致しなくてもそれ自体問題ではないので、請求書等の取扱いを検討されたい。</p>	<p data-bbox="834 752 1453 864">平成13年度から、請求書等の取扱いについては、「千葉市教育振興財団財務規程」第2条に基づき、適正に処理を行うこととした。</p>

4. 付属施設の有効利用を検討すべきもの（報告書 P13）

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>さや堂は、文化財として使用に制限がある等のため、利用は非常に少ない。また、講堂の一般市民の利用率は極端に少なく、年間 20 日である。</p> <p>さや堂について、千葉市の指定文化財であり近代建築様式の建物を使用するに適した団体の利用促進、又はその他の利用の方策を検討されたい。</p> <p>講堂について、利用可能な態様を一般市民にさらに広報し、有効利用の方策を立て、利用を促進すべきである。</p>	<p>検討委員会設置要綱及び検討部会設置要領を定め、同委員会において利用方策の策定を行った。</p>